



労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正について（諮問）

労働基準局 労災管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正について

改正の概要（１）労働者災害補償保険法施行規則の改正

① 給付基礎日額の算定は、

- ・ 石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支若しくは肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病若しくは良性石綿胸水にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者が、当該疾病の発生が診断により確定したときにその疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場を退職している場合

又は

- ・ 疾病にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の疾病がその原因となった業務に従事した最後の事業場の退職時から二十年を経過した後に発生したものである場合には、

疾病の発生が診断により確定した日を基礎として算定した平均賃金に相当する額（以下「発症時平均賃金の額」という。）とすることにより行うものとする。ただし、疾病の発生が診断により確定した日において事業主に雇用されていない場合を除く。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正について

改正の概要（１）労働者災害補償保険法施行規則の改正

- ② ①にかかわらず、次の（ア）及び（イ）に掲げる場合においては、それぞれ（ア）及び（イ）に定める額により給付基礎日額を算定する。ただし、疾病の発生が診断により確定した日において事業主に雇用されていない場合を除く。
- （ア） 発症時平均賃金の額が、その事業場（※１）を退職した日前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した額を基礎とし、疾病の発生が確定した日までの賃金水準の変動を考慮して厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定（※２）する額に満たないとき。 当該算定する額
- （※１）疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場のこと
- （※２）昭和50年9月23日付け基発第556号に基づき、例えば、退職した日以前3箇月間に支払われた賃金により算定した金額に、退職の日以前3箇月間に同一事業場の同種労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われた通常の賃金の1箇月1人当たり平均額と疾病の発生が診断により確定した日以前3箇月間の1箇月1人当たり平均額との変動率を乗ずるなどの方法がある。
- （イ） その事業場を退職した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額が不明である場合において、発症時平均賃金の額が、疾病の発生が確定した日を起算日として厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定（※３）する額に満たないとき。 当該算定する額
- （※３）昭和51年2月14日付け基発第193号に基づき、例えば、疾病の発生が診断により確定した日にその事業場で業務に従事した同種労働者の一人平均の賃金額より推算するなどの方法がある。
- ③ その他所要の改正を行う。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正について

改正の概要（２）労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の厚生労働省令で定める保険給付（※４）に、（１）により算定した給付基礎日額を用いて算定した保険給付を追加し、当該保険給付にあつては、疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額により算定することとする。
（※４）メリット収支率の算定の基礎に含める保険給付のこと。
- その他所要の改正を行う。

施行期日

- 公布日

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告（令和8年1月14日）

2 給付関係

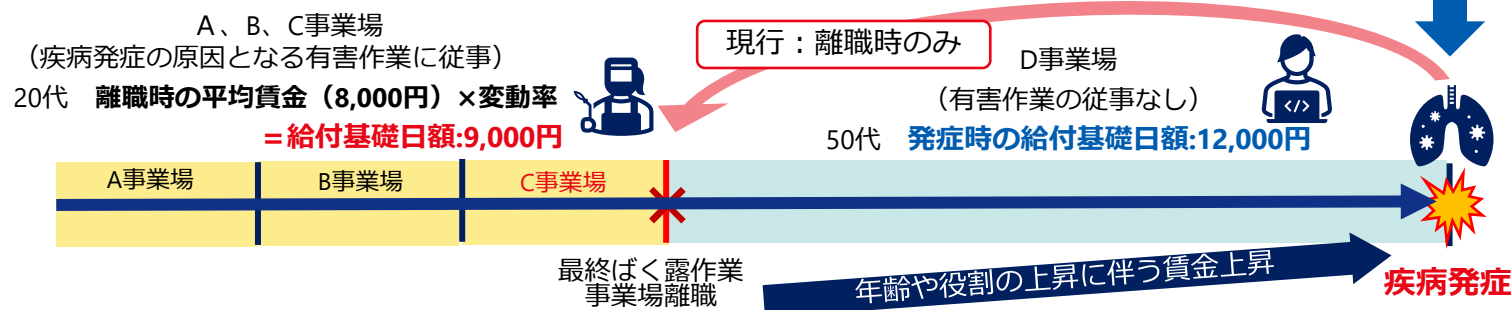
（4）遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定に当たっては、疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）が、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）を基礎として現行の取扱いに則り算定した平均賃金より高くなる場合は、発症時賃金を用いることが適当である。

（後略）

（例）

現行の計算方法では、疾病のおそれのある作業に従事したのはA,B,C事業場であるため、当該作業に最後に従事したC事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した額に所定の変動率を乗じた額が給付基礎日額（9,000円）となる。



遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額に関する制度改革について

第131回労災保険部会（令和8年9月8日）資料1

論点

- 労働政策審議会の建議を踏まえ、労災保険の社会保障的性格や発症時の生活実態に照らした生活保障の観点から、現行の計算による賃金と当該疾病の発症時の賃金を比較し、発症時の賃金の方が高い場合は、発症時の賃金を用いる特例を定めるに際して、既に支給決定を受けている受給者に対しても、遡及して改正後の制度を適用するとの考え方もあるが、この点についてどう考えるか。

検討の方向性（案）

（ルール見直しの遡及についての考え方）

事由発生時の制度に基づくルールに則り決定したものに対して、ルールが変更された後に遡って適用し直すことは、制度の安定性の観点等からしていない。誤った手続や対応をあるべき適正なものに訂正するような場合には、差額の追加給付を行っている（毎月勤労統計の訂正による労災保険給付等の追加給付、最高裁判決を受けた生活保護費の追加給付）。

本改正は、労災保険法第8条第2項「労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。」に基づき、新たに労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から適当な算定額を定めるもの。

【A案】

改正後のルールを、改正より前に発症している方にも適用する。

（A-1案）

改正前に発症している受給者について、発症時点にさかのぼって新たなルールによって給付基礎日額を再算定して、既に支給している額との差額の追加給付をする。

- 追加給付には、一定の行政コスト（対象者への連絡、対象者による発症時の賃金の調査、労働基準監督署による追加調査・給付基礎日額の再算定等）及び追加給付に要する財源が必要となる。

（A-2案）

改正前に発症している受給者について、追加給付はせずに今後の支給に関する給付基礎日額の再算定のみを行う。

- 改正前に発症してから長期間経過している方と改正後に発症する方との間で取扱いの差が生じる。
- 再算定での給付には、一定の行政コスト（対象者への連絡、対象者による発症時の賃金の調査、労働基準監督署による追加調査・給付基礎日額の再算定等）及び新たなルールでの支給に要する財源が必要となる。

【B案】

改正後のルールは、改正前に発症している受給者には適用しない。

- 同じ時期に同じ場所で働いていても、改正前に発症していた方は、今後も改正前の低い額の支給となる場合が生じる。

第131回労災保険部会における委員のご意見

<労働者代表委員の意見>

- 遡及を考える上では、たしかに制度の安定性や他の社会保険制度への影響などは考慮する必要があると思うが、一方で、遅発性疾病の給付基礎日額の制度改正の趣旨は労災保険の社会保障的性格や発症時の生活実態に照らした生活保障の観点から行うものと理解している。そのように考えると、遡及適用を行わず、施行日以降に発症した疾病のみを対象とした場合に、同じ疾病で苦しんでいるにもかかわらず、いつ支給決定を受けたのか、時期の違いだけで既に受給をされている方と施行日以降の新規受給者との間で給付額の扱いに差が生じるということになる。したがって、被災労働者の保護の点では、望ましいことではないと考える。課題をどのようにクリアするのかという点が残ると思うが、遡及について、被災労働者の保護及び生活保障の観点を最優先に考えることが重要ではないかと考えるので、意見として申し上げる。
- 我々のところでは、アスベストの関係により遅発性疾病で給付を受けている方や、既に亡くなられた方、遺族の方もいらっしゃる。アスベストなど遅発性疾病の給付基礎日額に関する要望というのも本日出されており、是非、参考資料としてあるので、ご覧いただきたい。この間、報告書として建議する時まで、この関係については議論をかなりしてきた。今の実態にどうやって対応するのかということで、1月14日の建議としてまとめられたと認識している。その中で、今回出された論点の関係で言うと、議論している時も含めて、遡るということは議論をしていないし、そういった中でどちらかということ、全体的には遡及をするということは、基本的に考えていないという中での議論だったと思う。実際に被害にあわれた方は、様々な問題、遅発性ということから個別で証明することが大変なことがあったりして、なかなか給付を受けられない方もいるし、また、給付を受けられる方もいる。そういう様々な人たちがいるということで、今回で言えばA案・B案あるが、遅発性疾病には様々な問題があるということを委員の方にはご理解いただきつつ、この間の議論を尊重していきたいと考えている。

第131回労災保険部会における委員のご意見

<使用者代表委員の意見>

- 労災保険の社会保障的性格や、発症時の生活実態にも照らした生活保障の観点から、建議を踏まえて改正を行うものと承知している。こうした生活保障の観点を重視し、制度改正より前に支給決定を受けた方の受給額が改正後の制度で算定した受給額より低くなりうるとの懸念の声があることは理解できる。他方で、事由発生時の制度に基づくルールに則り決定したものに対して、ルールが変更された後に遡って適用し直すことは、制度の安定性等の観点からしていないものと理解している。また、労災保険に限らず、社会保障の分野でそのような前例は存在しないと伺っている。これまでの制度改正後の受給者の場合との公平性も考慮が必要。今回の論点についても、ルールに則り決定した処分について、その後のルールの変更に伴い、遡って新たなルールに基づいて適用し直すことは、制度の安定性、つまり、支給済みの給付の安定性や、将来の給付の予見可能性、信頼性に影響を与えるおそれもあると考える。こうした点も考慮して、結論を出すべきと考える。また、改正後のルールを、改正より前に発症している方にも適用する場合、一定の行政コストが必要になるとのことだが、どのようなプロセスが想定され、どの程度の行政コストが生じるのか、具体的に説明いただきたい。再決定をする場合、すべての給付済みの対象者について、公正・公平に決定し直すことが可能かも、考慮に値する要素と考えるため。併せて、保険財政の健全性、持続可能性への影響を把握する観点から、遡及して、あるいは、今後、追加給付を行う場合、その影響で増加する給付額はどの程度の規模であるか、試算など、具体的に説明いただきたい。検討にあたっては、制度の安定等の観点に加えて、そのような観点も加味して考える必要があり、A案については十分慎重に検討する必要がある。
- まず、現在の労災保険の財源は、従来の制度の考え方に則って適切に設定された料率に基づいて徴収されたものであるため、今回、仮にA-1やA-2の案を採り、遡って新たなルールを適用し直す場合に必要な、石綿関連に限っても300億円や150億円という、大きな財源というのは担保されていないので、これをまずどうするのか、現実的な問題として出てくる。こうした財源の問題はもとより、そもそも過去の裁定の結果を新しいルールによって覆すという行為は、特に保険制度は長期安定を旨とすべき、制度の安定性という観点から、やはり慎重に検討していくスタンスが必要と考える。その上で、A案の扱いは、いずれもこれまでの他の制度とか、支給要件等の改定の中ではあまり例がない取扱いと聞いているので、国の制度として、遅発性疾病の場合のみ取り出してこうして扱う合理性はどういうことなのか、しっかり明らかにして考えるべき。仮にこれを前例として認めていく場合には、これまでの労災保険上の扱いとの関係はもちろんのこと、健康保険、雇用保険、年金といった他の制度との整合性も勘案する必要が出てくる。こうした広がりを考えれば、非常に大きな制度上の波及の影響がある問題ではないかと思う。こうした広がりが生じうるということが、常に社会の要請に応じて制度をアップデートしていくという、今回の労災保険法の改正もそうしたスタンスで改正がなされたと認識しているが、こういう根本的な姿勢を萎縮させるようなことがあっては決してならないとも思う。いずれにしても、行政の負荷、あるいはコストといったことも十分に踏まえながら、一方で被災労働者の保護の観点ということも承知しており、これら広範にわたる影響を十分に踏まえた上で、将来にわたって責任ある結論を出していくべきではないかと考える。

第131回労災保険部会における委員のご意見

<使用者代表委員の意見（続き）>

- 被災者の生活保障の観点を重視して、制度改正前に支給を受けた方の支給額が改正後の制度で算定した受給額より低くなる可能性という観点での指摘・意見と認識しているが、「労災では大丈夫」というだけの話ではないと考える。社会保障制度の一角である労災保険制度において、かかる対応例を作ることには舵を切るのであれば、その前に、医療保険や年金をはじめ、他の社会保障制度への波及可能性を検討して、その上で、この程度の影響であればすべての制度で実施可能という評価をした上で実施すべきと考える。その実証を行わない段階で拡大するということは、社会保障制度全般の継続性に疑義を投げかける可能性があり、大きな問題だと考える。当初想定されていた対応と異なり、万一A-1、A-2にあるような対応を検討するのであれば、かかる検証を行った上での提案をいただくということを是非お願いしたい。

第131回労災保険部会における委員のご意見

<公益代表委員の意見>

- ルールを考えるにあたっては、制度の安定化という観点が重要になってくる。そして、ルールを見直す際には、その見直しを過去の事例には遡及しないという形で制度を安定させるというのが一般的かと思う。遅発性疾病については、これまで、法令の規定を適正に適用し、ばく露時の賃金で給付基礎日額を計算していると理解される。そして、今回の見直しは、これまでのルールは誤りであったというために改めるものではなく、労災保険の社会保障的性格や、被災労働者の生活保障の観点から改善を図るものと理解している。当事者の方の思いを考えると、苦しいところではあるが、制度の安定性や今回の見直しの趣旨などを考えると、新制度を遡及させるということはなかなか難しい面があるのではないかと思う。したがって、改正後のルールについては、施行日以降に発症した疾病を対象とし、改正前に発症している受給者の方には適用しないこととするB案を採るのが適当ではないかと考えている。
- 今回の見直しは、従来の制度運用が違法であったから改めるというのではなく、遅発性疾病を発症した労働者の方について労災保険の社会保障的性格を重視し、より良い生活保障を図るという観点から、給付の拡充を図るもの。したがって、過去に遡って支給額を是正し、既に支給された額との差額を追加給付することが直ちに求められるわけではない。もちろん、受給者にとって有利な制度改正を遡及適用することも法律上妨げられるわけではないし、既に疾病を発症している受給者の方についても遡って給付が増えるというのは、受給者の方々にとっては理想的であろうと思われる。しかし、追加給付を行うとなれば、行政コストや追加的な財源がかかるのはもちろん、特にA-1の案を採用した場合には、既にお亡くなりになった方についてどう扱うのかという問題も生じ得る。すなわち、お亡くなりになっている方についても新しいルールに基づく支給額を算定し既支給額との差額を遺族に支給するのか、遺族補償年金や一時金を受給しているご遺族がいる場合には遺族補償年金等の再算定も必要になるのか、更にそのご遺族も亡くなっている場合にはどうするのか、といったことを検討しなければならない。そしてもし、これらのケースについても、対象者を追跡することになれば、これはおそらく膨大な行政コストがかかることが予想される。また、この論点について有利な制度改正を遡及適用することになれば、事はこの論点のみに収まらず、他の制度改正にも及ぶことになる。例えば、遺族特別年金の支給要件の見直しについても、妻以外の遺族が一人で遺族特別年金を受給しているすべてのケースについて遡って差額を支給すべきなのか、という問題が生じる。更には労災保険制度だけでなく、その他の社会保障制度にも影響が波及する可能性がある。したがって、A案は受給者の方々にとっては理想的であるかもしれないし、当事者の方々のお気持ちも十分に理解できるところではあるが、行政コストや財源面での考慮、他の制度に与える影響や従来の取扱いとの均衡、ひいては制度の安定的な運用といった観点からすると、B案を採用するのが現実的であり、かつ適当であろう。

遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額に関する制度改正について

第132回労災保険部会における委員のご意見

<労働者代表委員の意見>

- 前回部会で申し上げたとおり、遡及適用しない場合は被災労働者の保護や生活保障の観点から、支給決定の時期の違いによって差が生じるという点はあるものの、制度全体の安定的な運用や他の社会保険制度との整合性、実務上の課題などを勘案することの必要性については理解ができる。厚生労働省においては、当事者やご遺族の気持ちに寄り添いつつ、新制度の円滑な施行と今後の丁寧な制度運用に努めていただくことをお願いしたいということを意見として申し上げる。
- 前回は発言させていただいたが、給付の日額の関係での議論で、さらに特殊的に遅発性疾病、とりわけ我々にとってはアスベストの関係を中心にやったが、いずれにしてもこの給付基礎日額の問題や、安全衛生の課題は安衛分科会の中で、改めてきちっと進める必要もあると思う。そういう全体の議論になった上での、この間の議論だと理解しているし、当事者の方、私も含めて、友人がアスベストで亡くなったという、極めて悲しいこともあったが、そういう問題をどうやって国が解決していくかという点においては、日額の変更というのは、この間の議論の関係を尊重する必要があると思っている。その上で、これ以外のものの遅発性疾病についても、いわゆるアスベストのような悲劇が生まれないように改めて安全衛生分科会の中できちっと議論もし、この労災保険部会の中では、給付も含めた社会保障としての役割をどう発揮させていくかというところを、今後も考えていただければいいと思っている。

遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額に関する制度改正について

第132回労災保険部会における委員のご意見

<使用者代表委員の意見>

- 前回詳細に意見を述べさせていただき、また、事務局からも詳しく説明いただいたので、繰り返しが中心となるが、改めて申し上げる。生活保障の観点を重視して、制度改正より前に支給決定を受けた方の受給額が改正後の制度で算定した受給額より低くなり得るとの懸念の声があること、また、遅発性疾病に苦しむ方々にとって様々な困難があるとの指摘も理解した。そうした中で、前回申し上げたように、ルールに則り決定した処分について、その後のルールの変更に伴い、遡って新たなルールに基づいて適用し直すことは、制度、とりわけ給付の安定性、信頼性に影響を与えるおそれがあると考えている。この点、多くの委員から前回指摘があった。また、公益代表委員からは、この見直しは、従来の制度が誤っていた、あるいは運用が違法であったから改めるというものではなく、労災保険の社会保障的性格を重視し、より良い生活保障を図るという観点からの給付の拡充、制度の改善を図る趣旨であるという指摘があった。さらに、他の論点にかかる制度改正後の受給者の場合との公平性の観点や、遡及あるいは今後追加給付を行う場合に一定の行政プロセスやコストを必要とする点も課題として申し上げた。A案については、これまでに指摘されたこのような課題を解決できるか十分慎重な検討が必要であり、またこれまで部会での議論でも遡及するという前提にはなかったことなど、総合的に見ればB案が適当であると考えている。被災労働者の給付の拡充を実現に移すため、この論点について当部会として早期に結論を出し、可能な限り早期に省令の制定と施行を進めることが望ましいと考えている。

遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額に関する制度改正について

第132回労災保険部会における委員のご意見

<公益代表委員の意見>

- 本日の資料2では、前回の部会での議論を適切にまとめていただいたと思う。資料にまとめられた意見を拝読し、改めて検討したが、私の意見は前回と変わらず、B案が適切であると考えている。
- 制度の安定性や、今回の見直しの趣旨を踏まえると、前回申し上げた通り、B案を取るのが適当ではないか。当事者の方の思いを考えると、色々思うところではあるが、法的安定性や見直しの趣旨からすると、B案が適当であると考えている。